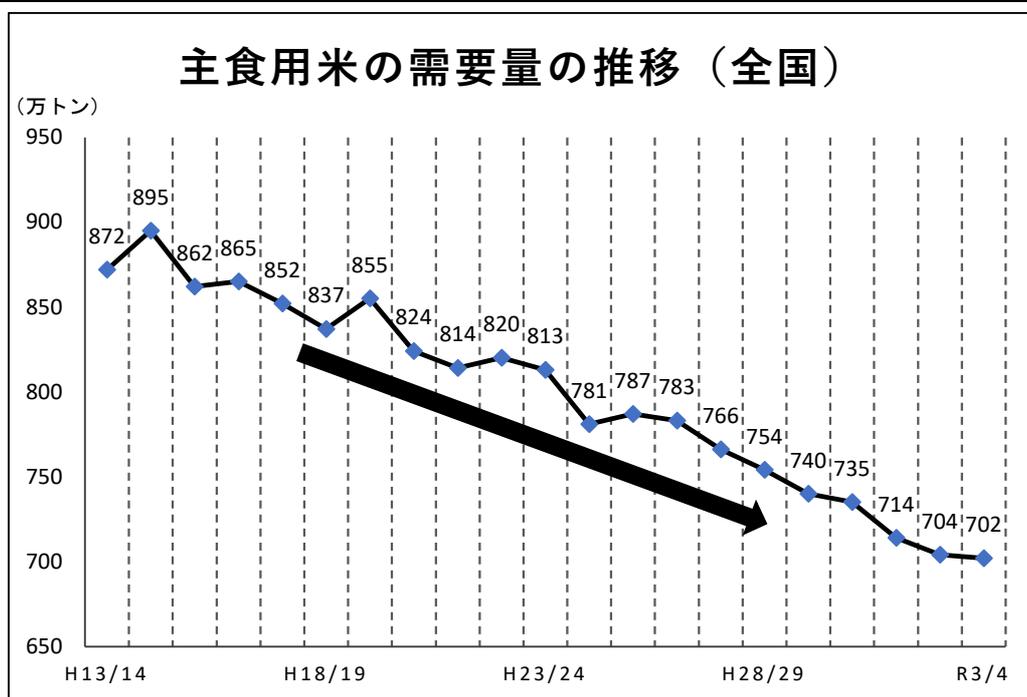


非主食用米等への作付転換を図るなど
需要に応じた米づくりに取り組みましょう！



（農林水産省「米穀の受給及び価格の安定に関する基本指針」）

- ・ 主食用米の全国ベースの需要量は、一貫して減少傾向にあり、令和3年産の需要実績（速報値）は、702万トン（前年比▲2万トン）となりました。
- ・ また、令和4年7月末の主食用米の民間在庫量は、142万トン（前年比+3万トン）となっており、昨年同様の高い水準が継続しています。
- ・ 令和4年産の主食用米につきましては、農業者の皆様のご協力により、大幅な作付転換を行ったところですが、引き続き、非主食用米等への作付転換を図るなど、集荷事業者と相談の上、次年度の営農計画の検討をお願いします。

【問い合わせ】

宇都宮市農業再生協議会事務局
（宇都宮市経済部農林生産流通課内）
TEL：028（632）2458

台風などの自然災害に備えましょう

近年、自然災害により、農作物や農業用施設に大きな被害が発生するケースが増えています。

今後も、秋の台風や冬の降雪などが想定されますので、日頃から気象情報の確認を行うとともに、被害防止のため、生産施設の補強や水路の清掃などを行い自然災害に備えましょう。

収入保険制度等への加入について

自然災害により作物等に被害を受けた場合には、収量減による収入の減少や、農業施設や機械の復旧などの費用負担が生じることが想定されます。

必要に応じて、自然災害のほか、新型コロナウイルスの影響などにより減少した収入を補填する収入保険制度や、被害復旧のための補償を行う農業共済などの保険制度に加入し、万一の被害に備えましょう。

※ 令和5年度の収入保険の加入申請期限は、11月30日です。



収入保険制度の詳細は、左のQRコードからご確認ください。

【収入保険制度、農業共済についての問い合わせ】

栃木県農業共済組合河宇支所 TEL 660-7300



令和5年度に向けた

水田の畑地化の取組に対する交付金のご案内

(水田農業高収益化推進助成)

国において、令和4年度以降、5年間で一度も水稲が作付されない農地は、水田活用の直接支払交付金の対象から除外する方針が示されております。

露地野菜等への作付転換等の一助として活用をご検討ください。

○ こんな場合に有効です

- ・ 今後、水稲作付の見込みのない耕作農地があり、有効活用したい。
- ・ 露地野菜などの園芸作物の生産を拡大したい、又は新たに始めたい。

○ 水田農業高収益化推進助成の概要

本助成の対象農地を国の水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成、産地交付金）の交付対象外農地とし、以降5年以上継続して野菜等の水稲以外の販売用作物を作付する「畑地化」の取組面積に交付金が交付されます。

(施設園芸作物や果樹も対象となります。)

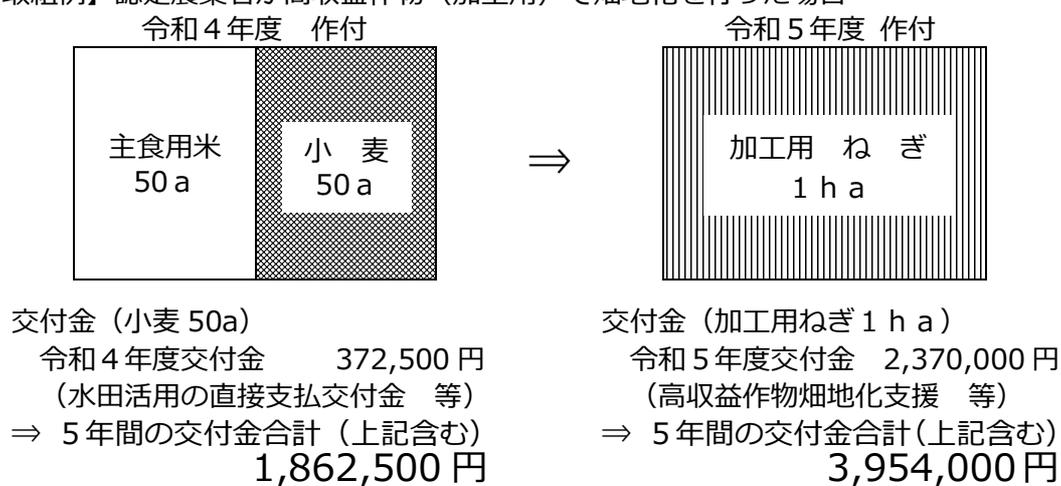
≪高収益作物（※1）による畑地化の取組への交付金≫

- ・ 高収益作物畑地化支援 175,000円/10a（1回限り）（※2）
 - ・ 高収益作物定着促進支援 20,000円/10a（5年間交付）（※3）
- ※1 県が策定する「水田農業高収益化推進計画」等に位置付けられた作物
※2 令和5年度までの時限単価 ※3 加工・業務用の場合 30,000円/10a

≪高収益作物以外による畑地化の取組への交付金≫

- ・ 畑地化支援 105,000円/10a（1回限り）

【取組例】認定農業者が高収益作物（加工用）で畑地化を行った場合



- ・ 本交付金は、市や県などの機械導入等の助成と併用することができます。
- ・ 交付金の取組は、市農業再生協議会における事前の計画策定が必要となります。
- ・ 交付金を希望される方は、速やかに事務局までご相談ください。

宇都宮市農業再生協議会事務局 TEL 028-632-2458

○ 「畑地化の取組」(主な要件)

- ① 水田活用の直接支払交付金(戦略作物助成等)の交付対象から除外すること
- ② 上記①を行った農地で、以降5年以上継続して野菜等の販売用作物を作付すること
- ③ 対象農地は、前年度に主食用又は戦略作物、産地交付金の交付対象作物が作付けられた農地であり、おおむね圃地化された畑地を形成すること

○ 取組例交付金積算内訳

【取組例】認定農業者が高収益作物(加工用)で畑地化を行った場合

令和4年度 作付	⇒	令和5年度 作付
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100%;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">主食用米 50a</div> <div style="text-align: center; background-color: #cccccc; padding: 5px;">小麦 50a</div> </div> </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100%;"> <div style="text-align: center; background-color: #cccccc; padding: 5px;">加工用 ねぎ 1ha</div> </div>
<p>交付金(小麦50a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略作物助成 175,000円 ・畑作物の直接支払交付金 174,460円 ・産地交付金 9,000円 ・市再生協交付金 14,040円 <li style="border-top: 1px solid black;">令和4年度交付金 372,500円 <p>⇒ 5年間の交付金合計(上記含む) 1,862,500円</p>		<p>交付金(加工用ねぎ1ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高収益作物畑地化支援(1回限り) 1,750,000円 ・高収益作物定着促進支援(5年間) 300,000円 ・産地交付金 320,000円 <li style="border-top: 1px solid black;">令和5年度交付金 2,370,000円 <p>⇒ 5年間の交付金合計(上記含む) 3,954,000円</p>

※ 作付等の状況により交付金額は上記と異なる場合があります。

※ **注意事項**

- ・ この助成を活用し、畑地化した農地については、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に戻すことができなくなります。
- ・ この資料の内容は、令和4年度のもので、令和5年度の助成内容は変更の可能性がありますので、ご了承ください。
- ・ 交付金に該当するかどうかや、交付金額については、作付の状況等により異なりますので、個別にご相談ください。

営農計画書の氏名の確認をお願いします

- 「老齢」、「経営移譲」、「死亡」等の理由により、営農計画書（水田台帳）の世帯責任者が変更となる場合、名義変更のための書類を提出いただく必要があります。
- 令和4年度営農計画書（確認用）について、世帯責任者が変更となる場合は、必要書類をお送りいたしますので、下記の事務局まで御連絡ください。（変更がない場合は手続不要）

≪営農計画書（抜粋）≫

令和4年度 営農計画書（確認用）
 下記の□太枠部分の申告内容（主食用米の作付参考値、筆、作物名、面積等）を御確認いただき、修正等がある場合は、必ず御連絡ください。宇都宮市農業再生協議会事務局 電話：028-632-2458
 ※特に、作業受委託の内容（筆の移動）が反映されているか、御注意ください。

市町村名： 栃木県宇都宮市	農業者名	住 所
地区CD名： 018 その他	フリガナ サイセイ キョウタロウ	〒 320-0818 TEL 028-632-2458
集落CD名： 001 その他	再生 協太郎	旭1丁目1番5号
農家番号： 999999	認定状況	認定方針作成者
協議会名： 201 宇都宮市農業再生協議会	認定なし	コード： 9999999
世帯番号： 999999		不明

氏名に変更がないか確認をお願いします。

≪提出書類（サンプル）≫

記載例

農地台帳の経営主の変更兼
水田台帳の世帯責任者の変更届 №1

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市農業委員長

下記の理由により、経営主(世帯責任者)について変更いたします。

申請者	住 所	宇都宮市 旭1丁目1番5号
	氏 名	宇都宮 一郎 印
該当する変更理由の番号に○をつけてください。 1. 老齢 2. 経営移譲 3. 死亡 4. その他()		
変更前 経営主 (世帯責任者)	住 所	宇都宮市 旭1丁目1番5号
	氏 名	宇都宮 太郎 印
	生年月日	大正昭和 5年 6月 7日
	地区名	旧市 集落名 東村
変更後 経営主 (世帯責任者)	住 所	宇都宮市 旭1丁目1番5号
	氏 名	宇都宮 一郎 印
	電話番号	028-632-2458
	生年月日	大正昭和 5年 4月 12日
前経営主との続柄		長男

記載例

農地台帳の経営主変更に伴う諸名義の変更通知書 №2

栃木県農業共済組合長 様

申請者記入欄	申請日	令和 年 月 日
	申請者	宇都宮 一郎 印
旧経営主	住 所	宇都宮市 旭1丁目1番5号
	氏 名	宇都宮 太郎
	電話番号	632-2458 集落名 東村
新経営主	住 所	宇都宮市 旭1丁目1番5号
	氏 名	宇都宮 一郎
	電話番号	632-2458 集落名 東村

※太枠の枠内だけ、ご記入願います。

営農委員会記入欄	経営主変更処理日	令和 年 月 日
	変更の理由(該当する番号に○)	1. 老齢 2. 経営移譲 3. 旧経営主死亡 4. その他()

共済組合よりお願い

- この通知書は、農業委員会に提出願います。
- この通知書により名義変更する共済種別は、[農作物] [家畜共済] [雑作物共済] [果樹共済] [園芸施設共済]
- なお、種別共済については加入申し込み時に変更願います。
- 貯金口座の変更については、「貯金口座振替承諾書」(農協支所金融窓口にて書いてあります)を提出願います。

【問い合わせ】 宇都宮市農業再生協議会事務局 TEL：028-632-2458

宇都宮市農業再生協議会の ホームページのご案内

《ホームページをご確認ください》

宇都宮市農業再生協議会のホームページでは、農業者の皆様にお知らせする事業や経営所得安定対策のほか、国の新規事業、緊急対策等について、随時、情報を掲載しています。

是非、確認をお願いします。

【宇都宮市農業再生協議会ホームページ】

宇都宮市農業再生協議会

検索



早速、確認してみてくださいね♪

「実質化された人・農地プラン」の 実現に向けて取り組みましょう！！

～地域農業の未来のために あなたの参加・協力が必要です～

- ◆ 自分は、あと何年農業を続けていけるかな
- ◆ この先、耕作をやめてしまう仲間が増えていきそうだな
- ◆ いざという時、だれか農地を引き受けてくれる人はいるのかな



だから今

5年後、10年後の自身の農地を

**「だれが」「どうやって守っていく
のか」**を話し合っていきましょう。



宇都宮市、宇都宮市農業委員会、JAうつのみや、宇都宮市農業公社

問い合わせ先：028-632-2473（宇都宮市農業企画課）

◆「実質化された人・農地プラン」とは？



◆「実質化された人・農地プラン」の実現に向けて

昨年に引き続き、地域主体で話し合いを行い、「実質化された人・農地プラン」の実現に向けて取り組んでいきましょう！！

◎ 地域主体の話し合いの主な内容（令和4年度）

- ・ 工程表に基づく、地域課題の解決に向けた話し合い
- ・ 「実質化された人・農地プラン」 登載者及び方針等の見直し



※農業者の皆様の協力が必要となりますので、話し合いへ積極的に参加をお願いします！！

※地域の話し合いは年2回（8月、2月頃）開催される予定ですが、地区により開催時期が異なりますので、詳しくは市又は農業委員・農地利用最適化推進委員にお問い合わせください。

◆「実質化された人・農地プラン」への登載について

「実質化された人・農地プラン」への登載にあたっては、登載区分が2つあります。

1. **中心経営体** ⇒ 積極的に所得向上や規模拡大を図りながら営農していく意向のある方が対象 ※国の様々な支援の対象となります。
2. **守り手・支え手** ⇒ 「自作地」や「担い手が借り受けられない農地」などへの作付け、管理を行い、地域内の農地や農村環境の維持に取り組む意向のある方が対象



◆「実質化された人・農地プラン」登載のメリット

①地区を対象とする支援(国庫補助)

- ・ 強い農業づくり総合支援交付金（旧強い農業・担い手づくり総合支援交付金）
（産地基幹施設等支援タイプ）
- ・ 機構集積協力金のうち地域集積協力金・集約化奨励金、農地整備・集約協力金 等



②地区の中心経営体を対象とする支援(国庫補助)

- ・ 農地利用効率化等支援交付金（旧強い農業・担い手づくり総合支援交付金）
（融資主体支援タイプ・先進的農業経営確立支援タイプ）
- ・ 新規就農者育成総合対策支援事業（経営開始資金・経営発展支援事業）
- ・ スーパーL資金金利負担軽減措置 等



③守り手・支え手を対象とする支援(市単独)

- ・ 農地の守り手・支え手確保育成支援事業 ※個人を対象
⇒ 景観形成作物又は地力増進作物を作付けした場合、交付金を交付
- ・ 農地の守り手・支え手農業機械導入支援事業 ※団体を対象
⇒ 農地及び農村環境整備に必要な乗用型農業機械、装着作業機械の導入費用を補助



～ベテラン農家が築いた農業経営資産を次世代につなぐ～

農業経営の第三者継承

◆ 宇都宮市では、後継者がいないベテラン農家の経営資産(施設や技術)を、意欲ある新規就農者等に継承するための支援を行っています。

離農を検討
している方

◆ あなたの農業経営を次世代につなぐお手伝いをします。

【対象者】

- ・ 果樹, 施設園芸, 畜産の営農類型で後継者がいない方
- ・ 2年～5年以内に離農を考えている方

【主な支援】

- ・ 継承に向けた経営資産の整理・評価
- ・ 継承までのスケジュール作成
- ・ 継承のための覚書等の書類作成

果樹



畜産



新たに農業を
始めたい方

◆ 就農希望者に離農予定の経営体とのマッチングを行います。

【対象者】

- ・ 果樹, 施設園芸, 畜産で営農を希望する方

【主な支援】

- ・ 技術習得のための研修等の実施
- ・ 円滑な就農に向けての認定制度や各種補助金等の活用
- ・ 継承までのスケジュール作成
- ・ 継承のための覚書等の書類作成

施設園芸



【問い合わせ先】

宇都宮市経済部農業企画課

担い手・農地調整G

TEL:028-632-2473

mail:u2325@city.utsunomiya.tochigi.jp

【協力機関】

・ JAうつのみや

・ 栃木県河内農業振興事務所

・ (公財)宇都宮市農業公社

農の芽
愉快だ
宇都宮

UTSUNOMIYA

事業イメージ

モデルケース



離農予定者 Aさん(73歳) 施設園芸

- ・3年以内に離農を検討
- ・研修生の受け入れ可
- ・継承資産(機械や施設等)は無償譲渡や賃貸借を希望
- ・継承先は個人・法人問わない



継承希望者 Bさん(38歳) 施設園芸希望

- ・2~3年以内に就農を検討
- ・農業経験はほとんど無し
- ・しっかりとした研修を希望
- ・先輩農家の経営資産の活用意向あり
- ・継承の方法は賃貸借を希望

[STEP1] ◆対象者の基本情報の登録 ⇒ 市のデータベースに登録



Aさん

- ・年齢、圃場所在地
- ・経営規模・内容
- ・所有する機械・施設
- ・希望する移譲方法 など



Bさん

- ・年齢
- ・農業経験・知識
- ・希望就農地
- ・希望する作目
- ・希望する継承方法

上記の情報を市のデータベースへ登録

[STEP2] ◆顔合せ、共同作業 ⇒ 条件の合う相手方を提案

◎関係機関(市, JA, 県, 市公社)が仲介し, 両者の顔合せを実施



顔合せ



◎顔合せ後, 1週間~2週間程度の共同作業を実施



互いの相性や適性を確認

[STEP3] ◆マッチング, 資産整理, 研修 ⇒ 継承に至るまで関係機関がサポート



Aさん

- 【支援内容】
- ・移譲までのスケジュール作成
 - ・専門家による資産整理
⇒ 継承する資産の整理
⇒ 賃借料の提案

※その他、適宜、必要な支援を実施します。 Bさん



Bさん

【支援内容】

- ・継承に向けたスケジュール作成
- ・研修計画の作成
⇒ Aさんの下で研修の実施
- ・認定新規就農者の取得
- ・各種補助金の案内・活用
- ・各種契約書の作成

契約内容や継承する資産など
双方合意した上で

[STEP4] ◆経営継承 ⇒ 経営継承後も定期的にフォローアップ

◎市, 県, JA, 市公社の各関係機関が連携し, 経営確立まで継承希望者のフォローアップを実施

- ・技術的な指導・助言
- ・各種補助金の案内・活用 など



経営確立を目指し、一緒に頑張ろう!!